

令和4年4月11日

第2回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第2回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日(月) 午後3時45分～午後4時40分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 大研修室

3. 出席委員(11名)

会 長	1 番	山野信也			
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正			
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文	4 番 徳山道也
	5 番	清田伸一	6 番	上田佳子	8 番 清田 勇
	9 番	前川政樹	10 番	小山省三	11 番 松本正利

推進委員	沼田 淳	古財一治	田上政廣	田尻稔男	藤本浩人
	松永浩敬	山野博満	小山哲司	清田耕士	大隅正信

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川康幸
主 幹	木下衣美

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第2回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため(一名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長(山野)

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は4番徳山委員、5番清田伸一委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の木下主幹を指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について4件上がっております。1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。
=1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在34歳で父と一緒に米と栗の栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

可否について審議をお願いします。

山野会長 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員。

3 番（坂口） 譲受人は親と同居で、ずっと前から同じ場所で耕作をされています。
譲渡し人の方がかなり高齢でどうせ売らば、現在、貸し借りをして
いる方に売りたいということで話があったそうです。農作業も一緒に
されていますので問題は無いかと思えます。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明が
ありました。本来ならば次に担当の推進委員さんからの意見をお願い
するのですが今回は本日、委嘱状の交付を行ったばかりですので地区
委員さんのみの意見となります。皆様からの質疑はありませんか。

7 番（鬼塚） 金額が低いように思いますが。

事務局 相対で金額を決められています。

議長（山野） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1
号の 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号の 1 番は、承認されました。
つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、現在 78 歳と高齢であります。みかんと水稻栽培を中
心とした農業経営を夫婦でされています。今回、規模拡大のために申
請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、
6 ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下
限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしてい
るものと考えます。
可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
鬼塚委員。

7番（鬼塚） 譲渡人は一人暮らしをされていて高齢になられ、管理もできなくなってこられた為、今回、圃場の近くの譲受人に売買をされますので特に問題は無いと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。
地区委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番（坂口） 管理は譲渡人がされていたのですか。

7番（鬼塚） されていきました。

議長（山野） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号の2番は、承認されました。
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 = 2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、現在58歳で、みかんと水稲栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を兄から譲り受けるため申請されるものです。申請地につきましては、7ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。
可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
鬼塚委員。

7 番 (鬼塚) 現状は一枚の水田という状況です。3 筆あり 2 筆を譲受人へ譲渡されるために問題はありません。

議長 (山野) はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

全委員 ありません

議長 (山野) 無いようですので、採決を行います。議案第 1 号の 3 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (山野) 賛成多数。よって議案第 1 号の 3 番は、承認されました。続きまして、4 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 = 2 頁、議案第 1 号、4 番について議案書をもとに朗読 =
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、現在 38 歳で、水稻とニンニク、アスパラ栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、8 ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。
可否について審議をお願いします。

議長 (山野) 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員。

3 番 (坂口) 備考欄の金額が非常に高いと思われませんが、理由については以前、不動産屋が売買の相談に来られた際に、この金額で提示をされたためにこの金額に設定をされたということです。

議長 (山野) はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

- 推進（藤本） この値段は不動産屋がつけたのですか。
- 3 番（坂口） そうです。
- 議長（山野） 他にありませんか無いようですので、採決を行います。議案第 1 号の 4 番について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全委員 （全員挙手）
- 議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号の 4 番は、承認されました。
 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 2 件上がっております。1 番について事務局より説明をお願いします。
- 議長（山野） 議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について
 ＝ 3 頁、議案第 2 号について議案書をもとに朗読＝
 それでは詳細について説明いたします。
 借受人は、現在、熊本市にお住まいで、妻の実家近くにある、玉東町の観光資源である年の神公園が大変気に入っておられたそうです。年の神公園も眺望できゆっくりとした時の流れを感じれるこの土地で喫茶店の経営をしながら過ごしたいと、今回、妻の農地を借受け店舗兼住宅の計画をされ、申請されるものです。
 申請地は 9 ページをご覧ください。農地区分は、10 ha 以上の農地の広がりがあるため第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外で、集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。
 可否について審議をお願いします。
- 議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
 清田勇委員。
- 8 番（清田） 南側に隣接している農地の方が、農薬散布をする時に非常に心配をされています。転用者に確認したら私たちが後から建てるので苦情等は一切申しませんとのことでしたので特段問題は無いと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

4 番（徳山） 嫁さんが旦那さんに貸さすとですか

事務局 使用貸借で旦那さんへ貸されます。

3 番（坂口） 排水とかは、どうなってますか。

事務局 合併浄化槽を設置される予定ですので、問題ありません。

4 番（徳山） 地域住民からの了解は取ってあるのですか。

8 番（清田） 転用者は後で家を建てるので、苦情とかは一切言いませんとおっしゃってました。

議長（山野） ほかにありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号の1番について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第2号の1番は、承認されました。続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

議長（山野） = 3 頁、議案第2号、2番について議案書をもとに朗読 =
それでは詳細について説明いたします。
譲受人は、玉名市のアパートに妻と子ども2人の4人で居住されていますが現在の住まいでは手狭となったため、両親の住む玉東町に住居を建設するため土地を探しており、今回、母が所有する農地を借受け、申請されるものです。
申請地は、10ページをご覧ください。農地区分は、役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。
ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
小山委員。

10 番（小山） この周辺は住宅地でほとんど家が建っています。問題は無いとおもいます。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

 全委員 ありません

議長（山野） 無いようですので、採決を行います。議案第 2 号の 2 番について、承認される方は挙手をお願いします。

 全委員 （全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 2 号の 2 番は、承認されました。

議長（山野） 続きまして、日程第 4、議案第 3 号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

 事務局 1 1 ページです。（朗読）
 1 2 ページです。議案第 3 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 4 年 3 月 2 5 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

 1 3 ページをご覧ください。（総括表の説明）
 1 4 ページをご覧ください。

 今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が 9 件、使用貸借権が 4 件です。面積は、田が 1 2 筆で 1 4, 1 8 8 m²、普通畑が 2 筆で 9 9 8 m²、樹園地が 7 筆の 1 2, 2 4 9 m²です。
 なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件であります。

事務局

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
 - ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
 - ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。
- 以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

他に無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

- ・年間スケジュール

他にありませんか

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

閉会 午後4時40分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年4月11日

玉東町農業委員会会長

⑨

4番委員

⑨

5番委員

⑨